

平成21年11月6日付け提言書の結果報告について

項目	提言内容	結果
障害者相談支援体制整備	<p>現在、市内に一宮市障害者相談支援センターを3ヶ所設置し、障害のある方やその関係者からの相談に応じているところであるが、3ヶ所では足りない状況になっていることや、「第2期一宮市障害福祉計画」において平成23年度までに6ヶ所の設置を目指していることに鑑み、平成22年度においては5ヶ所を設置されるよう障害者相談支援体制整備に取り組まれない。</p>	4ヶ所設置
日中一時支援事業	<p>日中一時支援事業の利用ニーズは相当数あるにもかかわらず、実施事業所の数は確保されていない現状を改善するため、次に掲げる事項の見直しに取り組まれない。</p> <p>多くの日中活動事業所が参入できるように、事業委託に関する基準を見直す。</p> <p>事業所が安定して事業の実施を継続できるように、報酬単価を見直す。</p>	<p>県の指定を受けている法人であれば、日中一時支援事業が実施可能。また、現在指定を受けている事業所以外の場所での実施も可能。</p> <p>同一日に同一法人内で日中系のサービスを利用しなかった場合の加算（単独利用加算）を新設。加算額は、障害児については1,210円～1,890円、障害者については1,210円～2,220円。（加算額は、障害程度区分により異なる。）また、送迎加算を新設。加算額は、片道330円。</p>
移動入浴サービス事業	<p>通所事業所で入浴サービスも受けることもできない重度身体障害者が、現在の月4回までの移動入浴サービスだけでは、清潔を保持することも困難であるため、当該事業の拡充に取り組まれない。</p>	<p>月9回までに拡充。（自己負担：3回まで無料、4回目以降1,250円）</p>